

大震災復興調査特別委員会報告書

大震災復興調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

本委員会は、東日本大震災からの復旧・復興の総合的な対策及び活動に関する諸施策について調査・検討するため、平成二十七年十二月十八日に設置され、付議事件「大震災に関する諸施策について」を受け、調査活動を行った。

一 はじめに

本委員会は、前身の「宮城県議会大震災復旧・復興対策調査特別委員会」の最終報告書の趣旨を受け継ぎ、県議会として、複合的な要因から劇的に変化する被災地の復旧・復興の状況に即応し、より精緻な調査活動により実態を適切に把握するとともに、現状の困難の解消に向けた国等への働きかけを機動的に実施するため、震災からの復旧・復興に係る諸課題について、県内市町村等を対象とした調査活動により実態の把握に努め、調査結果をもとに、課題の解消に資するべく、県担当課からの復興の進捗状況の聴取を手始めに、県内調査において沿岸被災自治体四市五町の現状と課題の把握を行うとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に起因する被害状況の調査を一市一町で実施した。さらに、参考人として招致した東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から意見を聴取したほか、他県の事例を参考にするため、兵庫県及び高知県において、施策及び取り組み状況などについて県外調査を行い、これらの調査活動で把握した課題等をまとめ、国等への要望活動や意見交換を行った。

その概要は、次のとおりである。

二 活動内容

1 委員会の開催

本委員会は、活動方針に則し、調査活動に関する協議、検討を行うため、計十三回にわたり委員会を開催した。このうち主なものについては、次のとおりである。

(一) 執行部より復興の進捗状況について聴取

平成二十八年一月二十日に開催した委員会においては、本県の東日本大震災からの復興の進捗状況について、震災復興・企画部から説明を聴取した。

(二) 調査活動についての検討及び実施決定

平成二十八年一月十三日に開催した委員会においては、以後の調査活動についての検討を行い、特に沿岸被災地域が抱える震災からの復旧・復興に係る課題について調査するため、県内調査として沿岸市町及び県地方公所等を訪問し、現地視察を行うとともに意見交換を実施し、また、原発事故に起因する被害の状況についても調査の実施を決定した。

平成二十八年二月十五日に開催した委員会においては、沿岸四市五町並びに丸森町及び登米市を対象に実施した県内調査により把握した震災からの復旧・復興に係る諸課題について、調査状況を取りまとめた。

平成二十八年三月八日に開催した委員会においては、東京電力を参考人として招致すること並びに兵庫県及び高知県方面の県外調査を実施することを決定した。

平成二十八年六月二十日に開催した委員会においては、東日本大震災からの復旧・復興に係る諸課題について、長島忠美復興副大臣及び宮城復興局との意見交換の実施を決定した。

(三) 要望活動の実施決定及び要望項目の検討

平成二十八年七月二十日に開催した委員会において、沿岸市町及び本県地方公所等を対象とした県内調

査、兵庫県及び高知県方面の県外調査並びに東京電力を招致して実施した参考人意見聴取等の調査を踏まえて取りまとめた、「震災からの復旧・復興対策に係る要望書（素案）」及び「風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施及び原発事故の早期完全収束を求める要望書（素案）」について委員間討議を行うとともに、東京電力福島復興本社代表に対する要請活動の実施を決定した。

平成二十八年八月十九日に開催した委員会において、「震災からの復旧・復興対策に係る要望書（案）」及び「福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書（案）」の内容について委員間討議を行い決定した。

平成二十八年九月二日に開催した委員会において、今村雅弘復興大臣及び本県関係国会議員に対し、要望活動を行うことを決定した。

2 参考人意見聴取（東京電力）

平成二十八年四月二十日に東京電力福島復興本社新妻常正副代表ほか三人を委員会に招致し、原発事故に起因する損害賠償の進捗状況及び福島第一原子力発電所における放射能汚染水への対応などについて説明を聴取した。その概要は次のとおりである。

初めに、原発事故に伴う損害賠償については、確実な賠償を行えるよう原子力損害の賠償に関する法律に基づいて、原子力事業者である東京電力が、無過失・無限の賠償責任を負って取り組んでいること、原子力事業者の資金ショートにより円滑な損害賠償に支障を来さないよう、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から資金援助を得て、迅速、公平かつ適正に賠償を進めることができるように文部科学省の所管する原子力損害賠償紛争審査会が、損害の範囲等を典型的に示す指針である「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」に基づいて賠償対応に当たっていること、

国から資金援助を受けるに当たり、東京電力では、原子力損害賠償・廃炉等支援機構とともに特別事業計画を策定し、この認定をもって資金が交付される仕組みとなっており、三つの誓い（一、最後の一人まで賠償を貫徹すること。二、迅速かつきめ細やかな賠償を徹底すること。三、ADR（裁判外紛争解決手続）においては和解仲介案を尊重すること。）を掲げ、社員約二千三百人を含む約一万人の体制で取り組んでいることの説明があった。

次に、宮城県内における原発事故に起因する被害への損害賠償の進捗状況については、平成二十八年三月末までに一万三千件を超える請求書を受け付け、七百十七億円を支払っている。賠償の滞りの指摘に対しては、昨年からタケノコの賠償を開始したほか、水産物における出荷制限や漁船漁業及び養殖生産の風評被害について支払いを継続して行っているが、宮城県特産品のホヤについては現在、宮城県漁協を初め関係者と賠償について協議をしているところである。これ以外にも遊漁船漁業者及び水産物の加工流通業者に対し、風評被害による減収について賠償を継続しているとのことであり、引き続き丁寧に対応してまいりたいとのことであった。

なお、観光などの商工業の法人や個人事業主に対する営業損害の取り扱いについては、平成二十六年六月に閣議決定された内容及びこれに基づく国からの指導による集中的な自立支援策の展開のために、将来的に発生する風評被害の損害を、直近一年間の逸失利益の二倍相当額とみなして一括して支払う取り扱いについての説明の中で、「農林漁業を営む方々や風評被害で影響を受ける農林水産物を扱う加工流通等の事業者については、当面、最長で平成二十八年十二月末まで現行の賠償を継続する」との発言をめぐって、説明後に質疑が相次いだ。

福島第一原子力発電所の汚染水対策については、三つの基本方針（一、汚染源を取り除く。二、汚染源に水を近づけない。三、汚染水を漏らさない。）に基づき、九つの対策（一、多核種除去設備（アルプス）等

による汚染水浄化。二、トレンチ内の高濃度汚染水の除去。三、地下水バイパスによる地下水のくみ上げ。四、建屋近傍の井戸（サブドレン）でのくみ上げ。五、凍土方式の陸側遮水壁の設置。六、雨水の土壤浸透を抑える敷地舗装。七、水ガラスによる地盤改良。八、海側遮水壁の設置。九、タンクの増設（溶接型への置きかえを含む。）を引き続き進めている旨の説明があり、海域モニタリングの状況では、港湾外と港湾内の海水中の放射性セシウムの濃度の経年変化として、全体的に原発事故の直後から百万分の一程度まで低減しており、また、昨年十月の海側遮水壁の閉合工事終了後には、港湾内の海水中の放射性セシウムの濃度が低下した状態が確認されたとの説明があった。

加えて、冒頭で参考人から、廃炉作業中の福島第一原子力発電所の現況として、溶融した燃料と使用済みの燃料がまだ原子炉及びその周辺の区域にあるが、現在、冷温停止状態になっており、非常に安定した状況にあるとの説明があった。

なお、本委員会では、八月二十六日の県外調査の一環で現地視察を実施している。

3 県内調査

本委員会は、被災地域における震災からの復旧・復興に係る課題及び原発事故に起因する県内の風評被害の状況について調査するため、平成二十八年一月二十五日、二十八日、二十九日、二月八日及び六月二日の延べ五日間にわたり、沿岸四市五町並びに丸森町及び登米市と県地方公所を対象に県内調査を実施した。その実施状況については、次のとおりである。

- ・ 一月二十五日 女川町、七ヶ浜町、県仙台塩釜港湾事務所
- ・ 一月二十八日 石巻市、東松島市、県東部地方振興事務所、県東部土木事務所、県石巻港湾事務所
- ・ 一月二十九日 岩沼市、亘理町、山元町、丸森町

・二月八日 気仙沼市、登米市、県気仙沼地方振興事務所、県気仙沼土木事務所

・六月二日 南三陸町

被災地域における震災からの復旧・復興に係る課題を把握するため、津波により特に甚大な被害を受けた沿岸市町を対象とし、当該市町内の主な震災復旧・復興関連の現地視察の後、首長及び震災復興担当部局から概要説明を受け、当該市町議会議員等と意見交換を行うとともに、石巻及び気仙沼管内の当該地方公所長から圏域等の復旧・復興の進捗状況の説明を受けた。また、原発事故に起因する被害の状況については、福島県に接する丸森町の状況と登米市の稲わらの保管状況の調査も実施した。

これら調査時に発言のあった主なものは次のとおり。

復旧・復興事業の進捗に伴って仮設住宅や仮設商店街の集約と撤去が課題になってきているとともに、生活環境等が変わることによる地域コミュニティの再構築や高齢者の生活支援、心のケア問題、店舗の再建などの課題が時間の経過とともに顕在化・深刻化していること。また、復興事業予算の十分な確保はもとよりその活用について、例えば、東日本大震災復興交付金の効果促進事業一括配分において、自治体における使途の自由度の一層の向上を求める意見などが多く寄せられた。

被災市町における産業再生については、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（以下「グループ補助金」という。）に関し、用地等基盤整備の遅れを勘案し、制度を継続するなど、被災地の実態に即した柔軟な対応を可能とするよう求める意見が出された。

インフラの復旧、整備に関しては、津波襲来時に沿岸部から内陸に円滑に避難するための避難道路、復興まちづくりや地域産業再生の観点から地方主要道の早期整備について国の支援を求める意見が多く寄せられた。また、防潮堤の整備について県の柔軟な対応を求める声や被災したＪＲ路線について、復興まちづくりとの整合を図りながらＢＲＴ（バス高速輸送システム）による早期復旧もやむを得ないが、住民は鉄路復

活を諦めたわけではないなどの意見も寄せられた。

原発事故に起因する被害関係における調査において、丸森町では依然として風評被害が続いており、特にコメとイチジクが顕著で取引が復活する見込みもなく、賠償も勝ち取れず困惑している旨の意見や、町の損害賠償分をADRに申請したが、県で勝ち取れば町にも好影響が及ぶと思われるので一体的に対応してほしい旨の要望があったほか、鳥獣（特にイノシシ）による農作物への被害が広がっており、広域的な連携による効果的な対応が必要との意見も出された。

登米市では、放射性物質汚染廃棄物のうち、指定廃棄物の汚染稲わらの一時保管状況を視察したが、登米市からは、当初二年間という説明で市民の理解を得てきたが、線量が減少してきているとはいえず不安感が払拭できないため、県及び国に早期の処理を再三要望している状況が説明された。保管エリアの公有地は当該地のほかに三カ所あり、そのほかは二十カ所の私有地を借り上げている状況であり、一日も早く生産エリアを取り戻したいので力添えを願いたい旨の発言もあった。

以上のとおり、県内、特に沿岸被災地域においては、発災から五年以上が経過してなお、復旧・復興に係るさまざまな課題が山積しており、また、時間の経過とともに新たな課題も露呈され、当該市町において対応を求められる窮状がうかがえた。本委員会は、県内調査において寄せられた情報や意見等をもとに、国等への働きかけを行うための要望書（要請書）を作成し、現状の課題の解消に資することとした。

4 県外調査

(一) 神戸港震災メモリアルパーク、兵庫県、北淡震災記念公園、高知県、南国市

本委員会は、付議事件について調査に当たるため、平成二十八年五月二十五日から二十七日にかけて県外調査を実施した。その概要については、次のとおりである。

(1) 神戸港震災メモリアルパーク（兵庫県神戸市）

神戸港震災メモリアルパークでは、現地において、所管する神戸市みなと総局及び管理している一般社団法人神戸港振興協会の職員から説明を受けながら視察し、その現状等を調査した。

本パークは、阪神・淡路大震災で被災した神戸港メリケン波止場のうち、約六十メートルの区間を被災したままの状態で見守るとともに、神戸港の被災状況やその復興過程を中心に、大震災の教訓と港の重要性、さらに国内外の多くの人が一体となって港の復旧・復興に努めた様子を後世に伝えることを目的に、発災から二年半後の平成九年七月に整備されたものである。事業費は五億二千万円で、そのうち被災部分については、国（当時の運輸省）と神戸市が事業主体となり、災害復旧費等から約二億円を充てて整備し、被災部分以外は社団法人神戸港振興協会が各種助成金等を充当して整備した。なお、整備後に、神戸市へ当該財産が寄附されている。維持管理費は、平成二十六年で約二百四十万円とのとであった。

また、近接する神戸海洋博物館では、神戸港に関する震災の記録や復興の記録、その他関連資料が収集、保管されているとの説明もあったが、今回は視察を見送った。

(2) 兵庫県

兵庫県においては、災害復興公営住宅等における「高齢者自立支援ひろば」等の取り組みについて調査した。

兵庫県では、復興支援課長から次のとおり説明があった。

阪神・淡路大震災が発生して以降、その復興過程で転居が繰り返されることに高齢化率が高まるとともに住民同士のつながりが失われていくことに危機感を覚え、復興十年総括検証を機に、災害復興公営住宅の現状等を踏まえ、高齢者が安心して自立して生活できるための支援を、将来の超高齢社会に向けた

先導的な取り組みとして進めるため、「高齢者が安心して暮らせるしくみづくり」事業を開始した。その一環として、平成十八年度から「高齢者自立支援ひろば（以下「ひろば」という。）」を順次開設し、災害復興公営住宅の空住戸やコミュニティプラザ等に、地域の見守りグループや自治会等と連携し常駐型の見守りを初めとした多様なサービスの提供を開始し、地域主体の新しい高齢者の見守りシステムの構築を図っている。また、この常駐型の見守りを始めたことにより、巡回型の見守りだけでは見えてこなかったさまざまな課題が見えてきたことから、これまで高齢世帯生活援助員等の支援がなかった高齢化率の高い被災地内の一般の公営住宅に、ひろばと連携して、ひろばと同様の機能を発揮する「ひろばランチ」を平成二十一年度から開設している。これらの取り組みにより、緊急時の対応や近隣の災害復興公営住宅等への巡回、高齢者からの各種相談への対応といった「見守り機能」、ミニデイサービス、栄養指導教室等開催の「健康づくり機能」、入居者間や地域との交流事業実施の「コミュニティ支援機能」、高齢者支援事業等に係る情報交換や情報発信の場としての「支援者のプラットフォーム機能」が構築されているとのことであった。

さらに、ひろばのコミュニティ支援の業務指導とスタッフの相談対応を行う専門職が「コミュニティ支援アドバイザー」として配置されており、ひろば及びひろばランチにおけるコミュニティ支援機能の充実・強化が図られている旨の説明もあり、終わりに、災害復興公営住宅は超高齢化社会の縮図であり、本事業は超高齢化社会を先取りした取り組みであることから、今後も被災高齢者の実情に配慮した見守りを継続していきたいとの意向が述べられた。

(3) 北淡震災記念公園（兵庫県淡路市）

北淡震災記念公園では、初めに宮本肇総支配人等から概要等の説明を受け、その後、野島断層保存ゾーンや神戸市内から移設された神戸の壁、震災体験館などの各展示施設等の説明を受けながら視察し、

その現状等を調査した。

本公園は、阪神・淡路大震災のすごさ・恐ろしさを示している同地に生じた野島断層を、防災教育の場及び地域防災拠点としての震災記念公園とあわせて残すと、当時の北淡町長が宣言し、その後、兵庫県復興記念事業に位置付けられたことから、保存館と物産館の建築費を県が負担し、平成十年四月に開園されたもの。運営は、物産館・レストランが併設されていることなどから、開園当初から第三セクターの株式会社ほくだんが行っている。

開園初年度は明石海峡大橋の開通もあり、約二百八十万人も入館があったが、年々入館者は減少し、運営も厳しさを増している中、東日本大震災の発生で改めて注目されるようになったとのこと。

また、開園の翌年から震災の語り部活動が始まり、元教員や消防団員などが当時の被災体験などについて求めに応じて語り継いでいるとのことであった。

(4) 高知県

高知県においては、高知県南海地震による災害に強い地域社会づくりの概要と取り組み状況について調査した。

高知県では、南海トラフ地震対策課長から、今世紀前半にも発生すると言われている南海トラフ地震に備え、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定し、平成二十年四月に施行したが、東日本大震災の教訓やそれに基づく新たな南海トラフ地震の想定を受けて、平成二十六年三月に同条例を一部改正し、同年四月から施行しているとの説明があった。また、東日本大震災の発災以降から条例改正までの間、今すぐできることなどを直ちに実行する傍ら、「一、人的被害を限りなくゼロに近づける。二、応急期の対策を充実させる。三、防災・減災対策を講じ、被害を最小化し早期復興を可能とする。」ことを掲げ、南海トラフ地震対策の行動計画の大幅な見直しを行い、平成二十五年六月に

第二期行動計画を策定するとともに、三年後の本年三月には、第二期の総括により明らかになった課題を反映させた第三期行動計画を策定し、三つの方向性、すなわち、「一、幅を持たせた地震を想定し、対策を実施。二、「自助」「共助」「公助」が互いに連携し、県全体の防災力を向上。三、多重的な対策を講じることによる早期の復旧・復興。」のもとに取り組みを行っているなどの説明があった。

具体的には、南海トラフ地震の被害想定では、高い津波が短時間で襲来することが予想されることから、既に始まっている市町村の財政負担を実質ゼロにする県独自の取り組みにより、津波避難タワーや避難路・避難場所が順次整備されてきているほか、実効性を確保するために市町村と連携して、現地点検を行って避難経路を確保することや実践的な避難訓練の実施に努めるとともに、要配慮者施設の高台移転も進めてきた。また、発災時に助かった命をつなぐ対策としての応急活動体制の整備や避難者対策、総合防災拠点の整備などにも緊張感を持って積極的に取り組んでいると述べた。

終わりに、高知県では、南海トラフ地震と人口減少による負のスパイラルという二つの根本的な課題の克服に向けて、今後も果敢に挑戦を続けていく決意が述べられた。

(5) 南国市（高知県）

南国市においては、地震に強い都市づくりの推進状況について調査した。

初めに、南国市に設置された十四基の津波避難タワーのうち、大湊小南タワーの現地視察を行ったが、大震災発生後にも機能を維持できる構造と強度を持ち、当地で想定される五・五メートルの津波の波力等も考慮されているほか、避難階段と別にスロープが設けられ、逃げ遅れた人用の救難シェルターも配置されていた。また、最上階の三階からは、近郊に九基の避難タワーが見え、南国市の担当者から、三十七分と想定される津波到達時間内の避難は可能と説明された。

南国市では、危機管理課長から、同市の地震に強い都市づくり推進五カ年計画に基づく南海トラフ地

震対策について説明があり、津波避難施設の概要や、高知工業高等専門学校との連携事業として、十四基の津波避難タワーと市役所を結ぶ安否確認システムを構築したこと、緊急情報を一斉に同時に伝達させるデジタル防災行政無線が平成二十六年四月から供用開始されたこと、強い地震揺れに反応して自動解錠する鍵箱を備えた防災備蓄倉庫を避難場所に順次整備していくことなどの説明があった。なお、安否確認システムの構築に寄与した高知工業高等専門学校の学生四人が開発したスマートフォンアプリの実用性は極めて高く、完成度も高いことが評価され、昨年度のものづくり日本大賞の青少年部門で内閣総理大臣賞を受賞したことが紹介された。

(二) 東京電力福島復興本社及び福島第一原子力発電所（福島県双葉郡）

本委員会は、平成二十八年八月二十六日に東京電力福島復興本社を訪れ、「福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書」を県議会として福島復興本社石崎芳行代表に提出し、当該要請の内容等について、引き続き意見交換を行った。その概要は、「6 要望（要請）活動等」に記載のとおりである。

なお、本委員会は、今回の要請活動とあわせて、福島第一原子力発電所の現地視察を実施し、原発事故後約五年半が経過した現状と廃炉に向けた進捗状況を確認し、視察後は、要請内容の真摯かつ確実な実施について改めて強く要請した。

(三) 復興庁及び衆議院第一議員会館、衆議院第二議員会館、参議院議員会館

本委員会は、平成二十八年九月十二日に復興庁を訪れ、「震災からの復旧・復興対策に係る要望書」を県議会として今村雅弘復興大臣に提出し、当該要望の内容等について、引き続き意見交換を行った。その概要は、「6 要望（要請）活動等」に記載のとおりである。

5 意見交換会

平成二十八年六月二十日に、長島忠美復興副大臣及び宮城復興局長等関係職員を県議会に招き、意見交換会を実施した。

その概要は、次のとおりである。

- (一) 東日本大震災復興交付金の予算確保及び運用等（効果促進事業一括配分の使途拡大ほか）に係る課題
東日本大震災復興交付金（効果促進事業）について、これまで被災地の実態に即した運用の柔軟化が図られ、予算の一括配分とともに被災自治体における使途の自由度の向上が図られるなど、その有用性が高められてきたが、各自治体においては、依然として活用が進んでいない状況が散見されることから、当該制度の有用性をさらに高めるため、要件の見直しや使途の拡大、使途協議についてはできる限り手続を簡素化するなど、活用に際して、自治体の自由度の一層の向上を図るよう求め、意見交換を行った。
- (二) 被災者の心のケア対策の充実及び被災した子どもの心のケア対策の充実のための継続した財源等の確保に係る課題

本県では、東日本大震災の被災者のさまざまな心の問題を包括的に支援するために、みやぎ心のケアセンターを設置し、地域の課題に合わせて被災地域への支援体制の充実を図っているが、被災者の生活再建が本格化する中で、安定的・継続的・長期的に心のケア対策に取り組む必要がある。また、中長期的な子どもの心のケア対策事業の継続と拡充も必要であるため、引き続き国の負担による中長期にわたる安定した財源の確保を求め、意見交換を行った。

(二) 大震災津波防災ミュージアム及び復興祈念公園等の整備に係る課題

東日本大震災で生まれた各種の「絆」を育み、震災の経験と教訓を後世に伝えるとともに、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくことを目的とする地震津波防災ミュージアム等の複合拠点施設を最大の被

災県である本県に整備することや県・石巻市が整備する石巻南浜津波復興祈念公園内に国が一体的に設置する「国営追悼・祈念施設（仮称）」について早期整備を図ること等を求め、意見交換を行った。

（四）原発事故への対応に係る課題

福島第一原子力発電所が立地する福島県に隣接している本県が、放射能汚染による農林水産物の出荷制限などの実害のほか、本県産品の買い控えや国内外の旅行者における本県への旅行の忌避など、原発事故に伴う風評による被害を依然として受けている中、県内の生産者、事業者がさまざまな要因から東京電力による迅速かつ十分な賠償を得られず大変苦慮している状況を重く受け止め、実害はもとより風評による被害を現に受けている全ての被害者が救済されるよう、東京電力への指導を強めるとともに、困難の解消に向け、確実・迅速な対策を講ずるよう求め、意見交換を行った。

6 要望（要請）活動

（一）東京電力福島復興本社に対する要請活動

本委員会は、原発事故に起因する被害に対する賠償等の状況等について、東京電力を参考人として招致して意見聴取を実施したほか、農林水産物等の被害に関して県内調査等を実施し、課題の把握に努めてきたが、これらを踏まえ、「福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書」を調製し、その実現に関し、東京電力福島復興本社に対する要請活動を企画、実施を決定し、平成二十八年八月二十六日に県議会の要請活動として実施した。要請事項については、次のとおりである。

（1）原発事故に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

イ 賠償金の迅速かつ十分な支払い

ロ 請求手続の一層の簡素化

ハ 被害の実態に即した損害賠償の実施

ニ 自治体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償

(2) 原発事故の早期完全収束の実現

イ 放射能汚染水に係る抜本的対策及び緊急対策の確実な履行

ロ トリウム汚染水の海洋流出の絶対阻止

ハ 発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公表と丁寧な説明

当該要請の内容等について、引き続き意見交換を行い、その概要は次のとおり。

冒頭で石崎芳行代表から、原発事故で今なお福島県初め宮城県の皆様に、大変御迷惑・御心配をかけ続けていることに、改めておわびがあり、要請書の内容については早速真摯に対応することが述べられた。

初めに、損害賠償問題については、特に、宮城県特産のホヤについても大変な被害を与えてしまっていることを十分認識しており、損害賠償問題について関係者からしっかりと丁寧な話を伺いながら協議し、賠償の支払いを進めていくこと、また、風評被害対策、風評被害払拭について、国による力も借りてさまざまな取り組みを官民合同で進めているほか、約百二十万人からなる応援企業ネットワークを組織化して風評被害払拭に取り組んでいる事例が紹介された。

次に、福島第一原子力発電所の状況について、陸側遮水壁（凍土方式）は、本年三月末の凍結作業以降しっかりと凍り始めており、一部凍らない部分は補助工法により確実に効果が上がっており、全体的な汚染水対策も国の方針に従って進めているところであること、廃炉に向けた作業については、ロードマップに一部遅れはあるが、国と同じ方針のもとで、原発事故直後の戦場のような職場環境から大分改善され一定の管理のもとに進展していることなどが述べられ、これからも緊張感を持って取り組むとのことであった。

(二) 復興大臣及び本県関係国会議員に対する要望活動

本委員会は、震災からの復旧・復興対策について、沿岸市町等における県内調査や県外調査、参考人意見聴取等を実施して課題の把握に努めてきたところであるが、これらを整理し、「震災からの復旧・復興対策に係る要望書」を調製し、その実現に関し、今村雅弘復興大臣及び本県関係国会議員に対する要望活動の企画、実施を決定し、平成二十八年九月十二日に県議会の要望活動として実施した。要望事項については、次のとおりである。

(1) 復旧・復興関連予算の確保

イ 復旧・復興関連予算の確保

ロ 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等

ハ 三陸沿岸部の山腹崩落等対策事業の創設

(2) 東日本大震災復興交付金の予算確保及び運用における効果促進事業一括配分に係る自治体の自由度の一層の向上

(3) 被災自治体における職員確保に対する支援

(4) 被災者の生活・住宅再建に係る支援の拡充

イ 被災者生活再建支援制度の拡充

ロ 応急仮設住宅の集約化等に伴う入居者の移転費用に係る支援

(5) 大震災地震津波ミュージアム及び復興祈念公園等の整備

(6) 被災した鉄道各線の復旧及び復興まちづくりへの支援

(7) 被災地の産業再生に対する支援

イ グループ補助金等における財政支援の継続

ロ 事業復興型雇用創出事業の拡充と十分な予算措置

ハ 二重債務問題対策に係る支援の継続

(8) 海中へ流出した震災ガレキの処理に対する継続的な支援

(9) 地域医療再生臨時特例基金の弾力的運用

(10) 被災者の生活・健康支援及び被災した子どもの心のケア対策充実のための継続した財源の確保等

(11) 原発事故に伴う被害への対応等

イ 原発事故に起因する風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実現

ロ 放射能汚染水に係る抜本的対策及び緊急対策の確実な履行

ハ 放射性物質汚染廃棄物の処理

当該要望書手交後に、今村雅弘復興大臣は、「できるだけ現地を訪問して皆さんのお話を伺いたい。大震災から五年半がたち、地域差はあるが、復興のステージは着実に進んでいると思っているが、せっかく今整備しても、なりわいの再生、さまざまな事業の再生などをしっかりやっていかないと本当の再生にはならず、後半（今後五年間の復興・創生期間）は、ぜひそちらのほうにも力を入れていきたい」と述べ、さらに、「状況は刻一刻と変化するので、それに応じた弾力的な対応も必要と考えている。これからも率直な意見をしっかりと承って頑張りたい」との発言があった。

また、主な要望項目のうち、予算の確保については、総枠で認められているが着実な事業の推進に向けてできる限り確保していくこと、被災自治体のマンパワー確保に対する支援については、正規職員のみならず退職した職員の活用なども含めて、幅広く取り組むこと、被災者の心のケア等については、しっかりと諸事情を聞きながら、（中長期的に十分な財源が確保できるように）頑張っていきたいとの旨が述べられた。

三 総括

本委員会は、県内外における調査活動や参考人意見聴取等を通じ、本県における震災からの復旧・復興に係るさまざまな課題について、把握に努めるとともに、これらを取りまとめ、現状の課題の解消に資するべく、国や関係機関との意見交換や働きかけを重点的に実施してきた。

震災から五年半以上が経過し、特に津波による甚大な被害を受けた沿岸市町においては、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業等のまちづくりに関わる事業が山場を迎え、徐々にではあるが、目指す復興の形が具現化してきているほか、災害復興公営住宅の整備などについても進捗が見られ、今後被災者の生活再建がなお一層加速するものと期待される。また、県内の産業についても、グループ補助金を初めとする各種支援施策が継続的に実施され、復興に向けた着実な歩みが進められているところである。

一方で、被災地においては依然として自治体における職員の不足、資材の高騰や労働者の不足等の要因から施工の確保が懸念される状況が見受けられるとともに、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築など、時間の経過に伴って顕在化・深刻化するさまざまな課題を抱えており、震災からの復旧・復興の進捗を阻害する要因となっている。また、防災集団移転促進事業の移転元地における有効的な土地活用など、復旧・復興に係る各種支援施策については、これまで被災市町の求めに応じ、国において柔軟な制度運用が図られてきたところであるが、被災市町においては、依然として事業実施に際しての各種要件の緩和や支援の拡充などを求める声も多く聞かれ、復旧・復興の加速化に向け、実態に即したさらなる運用の柔軟化が求められている。

また、原発事故に起因する被害に関しては、震災から五年半以上が経過した今もなお、廃炉に向けた作業上のトラブルの発生や凍土方式による遮水壁等の汚染水対策が難航していることが報じられ、農林水産物を中心に特産のホヤを初めとする本県産品に対する放射能汚染への不安が払拭されず、国の内外において、いまだ風

評等の被害が続いており、今なお東京電力に対する不信は解消されていない。

こうした被害の払拭と再発防止に向けては、食品と放射能に関する正しい知識の涵養により、本県のみならず全国の消費者等において、安全性についての理解を増進することが極めて重要であり、本県はもとより国等による全国を対象とした継続的な取り組みが求められている。

本年は、国の定める復興・創生期間である五年の初年度に当たり、今後、復興まちづくり、被災者の生活や住宅の再建に係る支援、産業の再生に向けた支援などに関し、事業の一層の進捗、充実が求められる。

その他、津波対策としての防潮堤整備や、原発事故に起因する風評被害のうち関西方面以西における現状と対応などについて、県議会としても十分に議論を尽くすとともに、引き続き十分な対策を講じていくことが強く求められている。

このような現況のもと、本委員会では、刻々と変化する被災地の状況を把握するため調査活動を行ってきたが、本県の東日本大震災からの復旧・復興への険しい道のりは今後も続くことから、時間の経過とともに顕在化・深刻化するさまざまな課題の的確な把握とその解消に向け、県議会として、継続的に国等への働きかけを行うこととし、要望活動等に重点的に取り組む必要がある。このため、次期特別委員会においても、本県の早期復興に資する最も効果的な調査活動のあり方について絶えず検討を行うものとし、被災地の復旧・復興の進捗に対応し、多岐にわたる課題について、より精緻な調査活動を展開し、本県の早期の復興に資するべく全力を傾注するものとする。

以上、今後の県議会における、被災地に根差したより効果的な調査活動を期待して、活動の報告とする。

平成二十八年十一月二十二日

宮城県議会議長 中山耕一殿

宮城県議会大震災復興調査特別委員長 渥美巖